

川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱

最終改正 令和2年3月10日・31川経農技第312号（市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び令和元年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）の実施について（令和元年8月から9月の前線に伴う大雨等及び台風第19号等）（令和元年12月10日付け元経営第1970号農林水産省経営局長通知。以下「経営局長通知」という。）並びに神奈川県被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱（令和2年1月23日施行）に基づき、令和元年台風第15号及び第19号による強風等により農業被害を受けた農業者の農業経営の維持を目的として、農産物の生産に必要な施設の再建等を行う者に対し、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、川崎市補助金等に関する規則（平成13年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 令和元年台風第15号及び第19号による農業被害を受けた農業用施設等を市内に有する農業者又は農業者の組織する団体で、今後も農業経営を継続することを前提に農業用施設等の撤去、再建、修繕又は補強を行う者とする。

2 前項の農業者は経営耕地面積10a以上又は農業生産物の年間総販売金額15万円以上の規模の農業を営む者（法人を含む。以下「農業経営体」という。）とする。

（補助金の対象経費等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

2 補助額は、実施要綱別記2のⅢの第2により算定した額（ただし、補強については実施要綱別記2のⅡの第2に基づく。以下「国助成金」という。）に、別表第2に掲げる金額を加えた額とする。

3 助成対象となる特定園芸施設（農業保険法（昭和22年12月15日号外法律第185号）第

98 条第 1 項第 7 号に規定する施設園芸施設をいう。) の補強を行う場合にあっては、補強に要した経費に係る国助成金に、別表第 2 のうち補強の欄に掲げる金額を加算した額とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の申請をしようとする場合は、市長に対し、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金交付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (2) 被災施設等の写真(写真がない場合は現地確認調書等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は農業経営体の代表者又は当該農業経営体に属する被災農業施設等の所有者とする。

(暴力団の排除措置)

第 4 条の 2 補助金の申請をしようとする者は、川崎市暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 19 日条例第 5 号)第 2 条に規定する暴力団員等でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報(住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。)を提供し、同条例第 8 条に規定する排除措置対象(補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。)の該当を照会することに同意するため、誓約書兼同意書(第 1 号の 2 様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の排除措置対象に該当する場合は補助金を交付しない排除措置を取るものとする。この場合において申請者に通知する。

(交付の決定)

第 5 条 市長は第 4 条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは申請者に対し、補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。

(市内中小企業者の受注の機会の増大)

第 5 条の 2 規則第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等は、補助金の交付決定額が 1,000,000 円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等の金額が 1 件あたり 1,000,000 円を超えるものがある場合は、中小企業者(規則第 5 条第 2 項に規定する中小企業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者をいい、市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。)をいう。)により入札を行い、又は 2 者以上の中小企業者から見積書の徴取

を行わなければならない。ただし、市長が被災農業施設の早期再建のため緊急を要する等の理由により、本事業の目的達成に係る契約の性質上これらの方法により業者選定し難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 補助金交付対象者は、前項の規定により中小企業者から見積書を徴取する場合は、中小企業者であることの誓約書（第2号の2様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

3 第1項ただし書きの規定により、中小企業者による入札又は2者以上の中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第2号の3様式）を提出するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第6条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

（着工）

第7条 補助対象者は、補助事業に着工したときは、速やかに被災農業者向け経営体育成支援事業着工届出（報告）書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、第4条の補助金交付決定前における着工を可能とし、実施要綱別記2のⅢの第1の4の(2)（ただし、補強の場合は実施要綱別記2のⅡの第1の5の(3)）に基づき、被災農業者向け経営体育成支援事業着工届出（報告）書（第3号様式）を提出するものとする。

2 前項ただし書きにおいて、実施要綱別記2のⅢの第1の4の(1)に規定する市が立てた被災農業者支援計画を作成した日の前日以前に着工したときは、被災農業者向け経営体育成支援事業着工届出（報告）書（第3号様式）により報告するものとする。

（工事完成報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が完成したときは、速やかに工事完成届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。また、既に完成している場合（撤去のみを含む。）についても

同様とする。

(事業の変更、中止又は廃止)

第8条の2 補助対象者は事業を変更、中止又は廃止するときは、あらかじめ、川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業変更申請書(第4号の2様式)により申請し、市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は補助事業が完了したときは、被災農業者向け経営体育成支援事業実績報告書(第5号様式)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条の2 補助事業者は、実績報告書を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、第9条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(決定の取消し)

第11条 市長は補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) その他補助金の使用が不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(書類の整備)

第12条 補助対象者は補助金の交付を受けたときは、補助事業に係る収入及び支出を明らか

にした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成31年2月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成30年台風第24号による被災に係る補助金の交付については、決算が確定するまでの間改正前の規定を適用する。

別表第1 補助対象となる経費

種別	事業内容	備考
撤去	・被災した農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の撤去	対象となる被災施設等の面積に国が定めた助成単価表の助成単価を乗じて得た額又は助成対象事業経費のいずれか低い額を国庫補助金額算定の基礎となる事業費とする。
再建	・気象災害等による農業被害前の当該施設（農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設をいう。）と同程度の施設の取得	
修繕	・農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の修繕 ・農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入	
補強	・令和元年台風第15号又は第19号により被災した助成対象者が自ら経営において使用するために行う営農施設等の改良の取組	人・農地プランの作成等がされている地域において同プランで中心経営体と位置づけられている者に限る。

別表第2 国助成金に加算する額

	原則	園芸施設共済に加入している場合		
		支払共済金が補助対象経費に対し30%以下の場合	支払共済金が30%を超えて40%未満の場合	支払共済金が40%以上の場合
撤去	補助対象経費に10分の4を乗じて得られた額	10分の4を乗じて得た額	(70%－支払共済金の割合%)を乗じて得た額	(50%－支払共済金の割合%÷2)を乗じて得た額
再建・修繕				
補強	補助対象経費に10分の2を乗じて得られた額	10分の2を乗じて得た額	(70%－支払共済金の割合%)÷2を乗じて得た額	(50%－支払共済金の割合%÷2)÷2を乗じて得た額

備考：1 支払い共済金の割合の小数点以下は切上げとする。

2 補助対象経費に乗じて得た額の千円未満は切り捨てとする。

(第1号様式)

川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金交付申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏名 印

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

生年月日 H. S. T年.....月.....日生

性別 男・女

.....年度において、次のとおり川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業を実施したので川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

1 補助事業の目的

.....により被害を受けた農産物の生産に必要な施設の

修繕 気象災害等による農業被害前当該施設と同程度の施設の取得

修繕するために必要な資材の購入 撤去

農産物の生産に必要な農業機械の修繕

を行うことにより農業経営を継続するため。

2 補助金等交付申請額

.....円

3 事業完了予定年月日

.....年.....月.....日

4 添付書類

(1) 補助対象事業に係る見積書の写し

(2) 被災施設等の写真 (写真がない場合は現地確認調書)

(3) その他市長が必要と認める書類

(第1号の2様式)

誓約書兼同意書

川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業に申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第8条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意いたします。

.....年.....月.....日

申請者住所.....

氏名.....印.....

（自署する場合にあつては押印を省略することができます。）

(第2号様式)

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名 様

〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付については、川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 この補助金の交付対象となる事業は、川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業とし、その内容及び補助事業の交付決定額は前記通知文のとおりとする。また、交付決定額は補助事業の事業費が増額された場合でも、やむを得ない事情がある場合を除き追加交付決定による増額を行わないものとする。
- 2 補助事業の内容又は補助事業の事業費を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、事業費の20%を超えない減額についてはその限りではない。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
なお、補助事業者等は、当該取消しにより補助金等の返還を命ぜられたときは、その命

令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の指示、若しくは命令に違反したとき

6 この補助金に係る実績報告は、 年 月 日までに市長に提出しなければならない。この精算の結果、補助金に残額が生じた場合は、速やかに返還しなければならない。

7 工事完成や請負者への支払い遅延など、やむを得ない事情により、実績報告を期限までに提出できない場合は、あらかじめ市長と協議し承認を得なければならない。

8 この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。また、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供することはできない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日号外大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過した場合はこの限りではない。

9 川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年 3 月 21 日規則第 7 号）第 17 条の規定により、市長の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがある。

10 この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

11 所在地又は相続等による一般継承により所有者（法人にあつては代表者）を変更したときは、速やかに文書をもって市長に届け出なければならない。

12 その他について、規則、要綱等の定めるところに従わなければならない。

13 市、県又は国（以下「監査実施主体」という。）の監査が行われるときは、監査実施主体の求めに応じて、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿若しくは収入及び支出についての証拠書類の提出、説明又は立入検査に協力しなければならない。

誓 約 書

私は、川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の交付を受けて実施する、工事請負又は物件の供給に係る入札に参加又は見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

注意：本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

補助対象者 名 称
代表者名 様

年 月 日

主たる事務所等の所在地

（ふりがな）

商号又は名称

代表者職氏名

印

資本金の額

円

従業員総数

人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

(第2号の3様式)

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

補助対象者

住所又は所在地.....

ふりがな
氏名.....印

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第5条の2ただし書きに定める中小企業者による2者以上の中小企業者からの入札（見積）書の徴収により業者選定を行い難い理由について、次により報告いたします。

1 2者以上の中小企業者による入札（見積）書の徴収が行えない理由

.....

2 工事請負又は物件供給契約の相手方

.....

3 提出を受けた入札（見積）書の種類及び数量

市内中小企業者による入札（見積）書	通
市内中小企業者以外による入札（見積）書	通

※辞退届等を含む。

注：この要綱において、中小企業者とは、「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいい、市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。」をいう。

(第3号様式)

被災農業者向け経営体育成支援事業着工届出（報告）書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所

氏 名 印

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業について、次のとおり着工しました（したい）ので届出（報告）します。

整備内容 (機械・施設名等)	
施工形態・契約先	請負 ・ 自力施工（直営施工） 契約先 所在地..... 商 号.....
事業費	円
実施場所	<input type="checkbox"/> 地番 <input type="checkbox"/> 住居表示
契約年月日（着手日）年.....月.....日 <input type="checkbox"/> 交付指令前着工に該当
工事着工日年.....月.....日
工事完成予定年月日年.....月.....日
事業完了予定年月日年.....月.....日 (工事完成・引渡しと代金支払いのいずれか遅い日)

- 注1 工事期間2日以上の場合は工程表等を添付すること。
- 2 市長が被災支援計画を作成した日の前日以前に着手した場合は報告とする。
- 3 被災承認計画の作成の日から補助金交付決定の前日までに着手する場合（交付指令前着工）はあらかじめ届け出ること。

(第4号様式)

被災農業者向け経営体育成支援事業工事完成届

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住 所

氏 名 印

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業について、次のとおり工事が完成しましたので、届出します。

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費	円
実施場所	<input type="checkbox"/> 地番 <input type="checkbox"/> 住居表示
契約年月日年.....月.....日
工事完成年月日年.....月.....日
完成検査年月日年.....月.....日
引渡し年月日年.....月.....日

注：請負において契約金額と実績額が異なる場合は出来高書を添付すること。自力施工における資材購入の契約金額と実績額が異なる場合は内訳金額が記載された納品書又は請求書等を添付すること。

(第4号の2様式)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏名印

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業変更申請書

.....年.....月.....日付け川崎市指令.....第.....号により補助金交付決定があった、川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業を次のとおり 変更 中止 廃止 したいので、川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要綱第8条の2規定により申請いたします。

1 変更・中止・廃止の理由

2 変更の内容 (中止・廃止の場合は記入不要)

事業内容	変更内容	変更前	変更後	備考

注：該当するにレを入れること。

(第5号様式)

被災農業者向け経営体育成支援事業補助金実績報告書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住所.....

氏名.....印

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

.....年.....月.....日付け川崎市指令.....第.....号をもって交付決定通知を受けた
.....年度 川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業 (.....)
について、次のとおり実施したので川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金交付要
綱第9条に基づき関係書類を添えて報告します。

なお、農業共済（園芸施設共済）に係る、共済組合の加入及び共済金の支払い状況につい
て、神奈川県農業共済組合に照会することについて同意いたします。

1 事業の目的

2 事業内容及び経費の内訳実績

	事業内容 (施設名、規模等)	工期		支払い年月日
		着工(契約)年月日	完成年月日	
1	年.....月.....日 (.....年.....月.....日)年.....月.....日年.....月.....日
2	年.....月.....日 (.....年.....月.....日)年.....月.....日年.....月.....日
3	年.....月.....日 (.....年.....月.....日)年.....月.....日年.....月.....日
4	年.....月.....日 (.....年.....月.....日)年.....月.....日年.....月.....日
5	年.....月.....日 (.....年.....月.....日)年.....月.....日年.....月.....日
6	年.....月.....日 (.....年.....月.....日)年.....月.....日年.....月.....日
7	年.....月.....日 (.....年.....月.....日)年.....月.....日年.....月.....日

(総括表)

	事業費 (A) + (B) + (C) 円	国庫補助金額の算定 の基礎となる事業費 円	経費の内訳		
			補助金 (A) 円	補助対象者負担経費	
				融資 (B) 円	自己資金 (C) 円
交付 決定					
実績			*	*	

*の欄は市が記入するため申請者は記載しないこと。

(個別表)

実績	事業費 円	国庫補助金額の算定 の基礎となる事業費 円
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
合計		

3 添付書類

補助対象事業に係る経費が確認できる書類

4 事業完了年月日 (完成・引渡しと支払いのいずれか遅い日)

.....年.....月.....日

(第6号様式)

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

住所.....

氏名.....印

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

.....年度消費税仕入控除税額報告書

.....年.....月.....日付で交付決定を受けた川崎市被災農業者向け経営体育成支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金.....円
- 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無
申告対象年：.....年 申告先：川崎.....税務署
收受日：.....年.....月.....日
(2で「無」を選択の場合は以下不要)
- 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税
(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)
- 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金.....円
- 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金.....円
- 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金.....円

(注) 1 收受印（電子申告の場合は送信日時）のある消費税の確定申告書の控えについて職員の確認を受けること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

申請者について、.....年分消費税 所得税 確定申告書（控）の提示を受け、
一般課税（消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額.....円）
簡易課税 免税 であることを確認した。

.....年.....月.....日

確認者職氏名職員印